

○平省令財務省告示第二百八号  
平成二十九年六月十五日第五条第十項の規定に基づき、  
平成二十八年七月七日告示する。昭和五十七年大蔵  
省令第三十号（昭和五十七年大蔵省告示第一〇九号）  
に規定する。

行省令國債の發行等に關する省令（昭和五十七年大蔵  
省告示第一〇九号）第一〇九号（昭和五十七年大蔵  
省告示第一〇九号）に規定する。

二　一　　の法發号名  
二　一　　條律行稱及  
二　一　　項及のび根  
二　一　　そ拠記

社一法会一るた運十財十利  
債項律計号法め營四政五付  
第ニ～律のに号法回國庫債券（二年）～  
二関第ヘ公必十す三平債要第昭和四  
三十す三平債要第昭和四  
三る条成のな四和二  
号法第二發財條二十  
～律一十行源第一二年  
第ヘ項四のの一年  
四平並年特確保及法律  
十成び法例に及法律  
六十に律にをび法律  
条九特第關圖財政第三  
第年別百する

四　　三　　二　　一

發用振替等  
行法の適

決、めつ入入。  
定価らて札札に以を機用「振  
格れれた価同行「争は受け  
け競争利時「発格付本  
た入率競にと行競し銀  
各札争行いへ争て行の  
申にそれ入わう以争て行と  
込お札れ。下入行とと  
みいのにる、「札わすし。  
のて利お入価価「れる、の  
応募率い札格格とる。そ  
募入とてで競競い入の定

のし定あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利  
決、めつ入入。  
定価らて札札に以を機用「振  
格れれた価同行「争は受け  
け競争利時「発格付本  
た入率競にと行競し銀  
各札争行いへ争て行の  
申にそれ入わう以争て行と  
込お札れ。下入行とと  
みいのにる、「札わすし。  
のて利お入価価「れる、の  
応募率い札格格とる。そ  
募入とてで競競い入の定

## 五

ハロイ  
方募

・別債行争非者特国札非  
第参市及入価・別債発競  
II 加場び札格第参市行争  
非者特国発競 I 加場入行争の

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内参額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のによ割高  
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価  
入場も加、た価格国定特あ争争す得格  
札特の者財後格競債め別つ入るらを  
発別にご務に競争市る参て札札もれ募  
行参よと大行入札特の者財同行に価額  
一加るに臣わ札發別にご務時一よ格に  
と者発応がれの行参よと大にとるをよ  
い・行募各るう第へ限國入募一加るに臣行い發そり  
。II以度債札のい・行募各れ。(以發重  
非下額市札のい・行募各れ。(以發重  
価一を場で決う第へ限國る、  
格国定特あ定。I以度債入価一価均  
競債め別つを及非下額市札格非格し

六

ニ

ハ

ロ

イ

発

非者特国行争	非者特国	札非	入価	入価
価・別債	入価・別債	発競	札格	行札格
格第参市	札格第参市	行争	発競	発競
競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	入	行争額	行争

でた条特円いに關國財いに關國財十面行十円額た条のな一つ定う額  
二利第別て基する政て基する政万金し六、で利第發財億いにち面  
千付一會、づるた運、づるた運円額た条特二付一行源百て基、金  
八国項計額き法め當額き法め當で利第別兆国項のの五はづ財額  
百債のに面發律のに面發律のに百付一會三債の特確万、き政で  
九に規関金行第公必金行第公必四国項計百に規例保円額發法二  
十つ定す額し三債要額し三債要十債のに二つ定にを、面行第兆  
四いにるでた条のなでた条のな五に規関十いに關國財金し四九  
億て基法二利第發財千利第發財億つ定す八て基する政額た条百  
円、づ律千付一行源万付一行源九いにる億はづるた運で利第十  
額き第七国項のの円国項のの千て基法三、き法め當四付一五  
面發四十債の特確債の特確五はづ律百額發律のに百国項億  
金行十六に規例保に規例保百、き第五面行第公必四債の円  
額し六億つ定にをつ定にを九額發四万金し三債要十に規

十 口 イ 一 發	九 振 額 最 替 額 面 単 位 金 発 競 II 加 場	八 行 争 者 特 國 行 争 非 者 特 國 札 非 入 価 込 行 争 入 札 金 札 行 争 額 發
国札非入価發	低行争非者特國行争非者特國札非入価込行争	
債發競札格行行	額入価・別債入価・別債發競札格	
市行争發競価	札格第參市札格第參市行争發競	金
場、入行争格日	位金発競II加場発競I加場	入行争額發
錢額格錢額	平す額の振	五二二
八面五面成るの記替	万千千	二千六千兆
厘金厘金二。整載法	円九	九万円千
額以額十数又の		十七五
百上百八倍は規		十億千十
円の円年の記定		七八六
にそに六金録に		七百億
つれつ月額はよ		五百円七
きぞき十に、る		十二千
百れ百五よ最振		二七百
円の円日る低替		万八百
六応六も額口		十八十
十七募十の面座		千十二
七価七と金簿		円二万

十  
九  
八  
七  
六  
五

十  
四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限  
予以

平  
成  
二  
大  
十  
臣  
か  
ら  
年  
六  
通  
月  
知  
十  
を  
五  
受  
日  
け  
た  
者  
財  
務  
大  
銀  
行  
額  
本  
面  
成  
利  
三  
子  
行  
額  
百  
年  
支  
の  
十  
円  
六  
払  
日  
に  
月  
う  
以  
し  
つ  
十  
。  
前  
、  
及  
き  
五  
六  
各  
び  
百  
日  
月  
支  
十  
円  
間  
払  
二  
に  
期  
月  
属  
に  
十  
す  
お  
五

額面金額  $\times \frac{0.1}{100} \times 2^{+1}$  規下は払し払平年  
定、期た期成○  
す次そが金と二・  
る号の銀額し十一  
期及翌行を、八パ  
日び當休支次年一  
に第業業払の十セ  
つ十日日う算二ン  
い五にに。式月ト  
て号支当たに十  
同に払ただよ五  
じおうるしり日  
。いへと、算を  
。て以き支出支

十  
三  
二

初利入価・別債行争非者特  
期札格第參市及入価・別  
利發競Ⅱ加場び札格第參  
子率行争非者特國發競I加